

日本環境変異原学会・哺乳動物試験研究会(JEMS・MMS 研究会) 会則

1 名称

日本環境変異原学会 哺乳動物試験研究会

The Japanese Environmental Mutagen Society・Mammalian Mutagenicity Study Group
(略称) JEMS・MMS 研究会

2 目的

哺乳動物を用いる各種変異原性試験について検討し、この分野の研究の発展に努めると共にヒトへの安全性評価に寄与する。

3 活動

①定例研究会を年2回行なう。1回はJEMS大会開催の時とし、会の形式は大会の組織委員会と協議する。

②定例研究会

- a) Original Data の発表および討議
- b) 各種の情報交換
- c) その他の協議事項

③その他の活動

- a) 特定テーマについての共同研究
- b) 会員相互の研鑽のための研修会
- c) 会員または非会員対象の講習会・ワークショップ
- d) Standard Protocol の検討
- e) Mutation Research 誌の賛助団体として、投稿に便宜を図る
- f) MMS News 等の発行

4 一般会員

原則としてJEMS会員で、この研究会の目的に賛同する有志。

5 賛助会員

MMS研究会の活動を理解し、研究会に経済的援助を行ない得る団体または個人。賛助会員は別記に示す特典を受けることが出来る。

6 運営

- ・会長1名、庶務幹事1名、会計幹事1名を含む若干名
(目安として会員数の5%程度)の幹事をおく。
- ・会長は幹事会により選出される。幹事は一般会員の選挙によって選ぶ。
選挙方法については別記に示す幹事選挙に関する覚え書きによる。

7 年会費

一般会員は3,000円、賛助会員は100,000円を前納することとする。

但し、海外留学等により長期間不在にする場合は事前に届け出るにより休会することができる。

付記

1. 本会則は1988年5月20日より施行する。

1992年6月11日、1992年7月17日、1993年11月27日、1995年11月22日、1997年6月20日、1998年11月23日、1999年6月16日、2000年11月14日、2001年6月15日、2002年1月1日、2003年6月13日、2005年6月18日、2007年6月15日、2009年6月21日、2011年12月1日、2013年6月4日一部改正

2. 本会の事務局を一般財団法人残留農薬研究所 毒性部遺伝毒性研究室（茨城県常総市内守谷町4321番地）に置く。

3. 会長および幹事（2013年6月発足）

会 長：森田 健

庶務幹事：松元郷六

会計幹事：濱田修一

幹 事：大山ワカ子、笠松俊夫、北本幸子、鈴木孝昌、中嶋 圓、橋本清弘、堀端克良、武藤重治、山本美佳

ウェブマスター：兵庫淳志

別記1

MMS研究会賛助会員は：

1. 一般会員と同様に会の活動についての案内を受ける。
2. 会員情報誌等の発行の度に広告を掲載することが出来る。
3. MMS研究会主催の会で、広告、宣伝活動を行なうことが出来る。

別記2 会長・幹事選挙に関するおぼえがき（2000年9月1日幹事会決定）

- ①幹事選挙にあたり、会長は選挙管理委員若干名を委嘱し、選挙の管理を担当させる。
- ②会長、幹事の任期は2年とする（選挙は隔年毎に行なう）。
- ③会長は幹事会において決定し、指名する。
- ④会長は庶務幹事および会計幹事を会員から委嘱する。また会長は必要に応じ会員の中より若干名の幹事を追加選任することができる。

- ⑤会長の再任は妨げない。また幹事は連続3選できない。但し、庶務幹事および会計幹事はこの限りではない。
- ⑥任期中に会長が退任する場合には、幹事会で会長代行を決定する。その任期は残任期間とする。
- ⑦幹事会は、MMS研究会を活性化すべく積極的に活動する若手の登用を心掛けること。